

令和

年寄附分

市町村民税
道府県民税

記入例

金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式(別添)

令和 年 月 日	整理番号
記入日	フリガナ
住所	氏名
電話番号	個人番号
	性別
	生年月日

忘れずに捺印をお願いします。

印

個人番号をご記入ください。
本人確認書類等も忘れずにご提出
ください。

※住所は必ず「住民登録地」をご記入ください。
※住所・電話番号・氏名等に変更がある場合は、
修正し、訂正印の押印をお願いします。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ受けられます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の

①確定申告をする必要がない方はチェックを入れてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者

※同じ自治体へ複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。
※①②に該当しない場合は、ワンストップ特例制度の対象になりませんので、ご注意ください。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民

②ふるさと納税先の自治体が5つ以下である場合、チェックをしてください。(回数ではなく、寄附先の自治体数)

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数に5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和

年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名	殿

整理番号:

受付団体名

沖縄県 宜野湾市

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書の記入と添付書類について

- ワンストップ特例制度とは、確定申告や住民税申告を行わない方が寄附をした場合に、寄附金税額控除の手続きを簡素化する制度です。
- ワンストップ特例制度を利用するには、申請書に個人番号の記入と下記A～Cのいずれかの本人確認書類の添付が必要です。

本人確認書類の例

- A** 個人番号カードの両面コピー
- B** 個人番号通知カードの両面コピー + 以下のうち1点
運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- C** 個人番号が記載された住民票の写し または 住民票記載事項証明書

A 個人番号カード



C 住民票 または 住民票記載事項証明書



B 個人番号通知カード



(下記のうちいずれか1つのコピー)

- + 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

※ご注意ください※

- ワンストップ特例を申請した後で、寄附をした翌年の1月1日時点の住所や氏名等の変更があった場合は **1月10日までに** 寄附先の自治体（宜野湾市役所 企画政策課ふるさと納税担当）へ所定の様式（第五十五号様式の六）の変更届の提出が必要です。様式については宜野湾市ホームページよりダウンロードしてください。
- ワンストップ特例を申請された方が確定申告や住民税申告を行った場合や、5つを超える自治体にワンストップ特例申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。
- ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、ふるさと納税分の寄附金税額控除の申告もお忘れなきようご注意ください。

◆お問合せ先◆
宜野湾市企画政策課 企画政策係
ふるさと応援寄附担当
TEL : 098-893-4461 FAX : 098-892-7022
e-メール: ginowan-furusatotax@city.ginowan.okinawa.jp